



# 埼玉県報

第60号  
令和元年(2019年)  
11月29日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

祉課)

- ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示 (衛生研究所)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 豚コレラの発生時の豚等の移動の禁止の解除に関する告示 (畜産安全課)
- 豚コレラの発生時の豚等の移動の禁止の解除に関する告示 (畜産安全課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 県道川口草加線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 県道越谷流山線の区域の変更 (越谷県土整備事務所)
- 県道越谷流山線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 中川流域処理場特別高圧受変電設備改築工事に関する落札者等の公示 (入札課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示 (運転免許課)

## 規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第六条第一項中「第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「場合には」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合には、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族）は」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合には、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条第一号中「又は第六条第三項」を「の規定又は第六条第四項」に改める。

第二十条中「第九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十二条見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定登録機関は、二級建築士等登録事務を行うに当たり、二級建築士又は木造建築士の免許を申請した者が建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条の二に規定する者に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現在に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第二十三条第三項中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「規則」とする。）」や「登録」とある。

第1号欄に「戸籍謄本（抄本）及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書」や「本籍の記載のある住民票の写し」及び「あて先」や

1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□
2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
3	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
4	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□
	あるときは、その日	年 月
5	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□
	業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	年 月

「宛先」に、

いない□
ない□
日
ない□
)

1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□
	あるときはその罪及び刑	(
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日	年 月
3	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の	ある□

日  年   
な い   
日   
な い   
日から   
日まで

規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の  
免許を取り消されたことがありますか。  
あるときは、その日  年   
あるときは、その日  年   
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の  
処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1  
項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木  
造建築士の免許を取り消されたことがありますか。  
業務の停止の処分を受けたときは、その  
停止の期間  年   
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の  
業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思  
疎通を適切に行うことができない状態ですか。  はい

な い   
)   
月  日   
な い   
月  日   
な い   
月  日   
な い   
月  日   
月  日から   
日  日まで   
いはいえ

に始まる。

欄11の「建築士の住所欄」中「現在の戸籍謄本（抄本）」や「本籍の記載のあ  
る住民票の写し」に始まる。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第九条第一項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

## 規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第九及び様式第十四を次のように改める。



様式第1 (第3条関係)

手数料 埼玉県収入証紙
-------------

教育職員免許状授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都 道 府 県	電話番号	
現住所			
勤務(予定)校			
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者          4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者          5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者          6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			

様式第5（第4条、第5条の2関係）

手数料 埼玉県収入証紙
-------------

教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都 道 府 県	電話番号	
現住所			
勤務（予定）校			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭普通免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			

様式第9 (第5条関係)

手数料 埼玉県収入証紙
-------------

教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)  
埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都道府県	電話番号	
現住所			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員臨時免許状の授与・特別支援学校助教諭臨時免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			
学 歴	学校又は教員養成機関 ( _____ ) 年 月 日 第 _____ 学年 卒業・修了・退学・在学		
勤務しようとする学校	領域 ( _____ ) 学部 ( _____ )		

様式第14 (第6条関係)

手数料 埼玉県収入証紙
-------------

教育職員免許状交付願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな				生年月日	年 月 日
氏名					
本籍地	都道府県	電話番号			
現住所					
勤務(予定)校					
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の交付を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者          4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者          5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者          6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
交付を受けようとする 免許状の種類					
同上の教科			出願の根拠法令		
現に所有する免許状	種類	教科	番号	授与年月日	授与権者

## 附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(7)の項ウ(ウ)中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

第18条第1項中「法第104条の4」を「法第104条の4第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4項中「運転経歴証明書交付申請書」の次に「（申請による免許の取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請する場合に限る。）」を加える。

第18条の4第1項中「法第104条の4第5項」の次に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を、「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書を申請しようとするもの」の次に「又は免許の失効に伴い運転経歴証明書の交付を申請しようとするもの」を加える。

別記様式第1の7中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

別記様式第14の2の10を次のように改める。



## 附 則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付されている別記様式第1の7の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付された別記様式第1の7の標章とみなす。



## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七一〇二〇

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九三）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第九条第一項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十九号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
宮代クリニック	一般社団法人令和会	南埼玉郡宮代町笠原一―八―一五	令和元年十月一日
しらすきクリニック	医療法人しらすき	久喜市久喜新一―八〇―一	令和元年十月一日
戸田なかたに整形外科	中谷 知薫	戸田市新曾九八四―一	令和元年十一月一日
北戸田ナノ整形外科クリニック	加藤 仲幸	戸田市新曾一九九―リノリ―ゾ二階	令和元年十一月一日
医療法人社団サンセリテ 三浦病院	医療法人社団サンセリテ	富士見市下南畑三一六六	令和元年十月一日
チャーミー歯科春日部	一般社団法人メディプラン	春日部市上蛭田一三二―四 昭和ビル第二 二階	令和元年十月一日
BRISTOLD ENTALL CLINIC	小松 雅之	三郷市下彦川戸七九九	令和元年九月一日

スカイデンタルクリ ニック	木内 徹	北足立郡伊奈町栄六―七三 二階	令和元年十一 月一日
増田歯科医院	増田 信也	狭山市笹井二―三〇―二〇	令和元年十月 一日
藤の花薬局	株式会社あさひ 調剤	春日部市粕壁一―六―五 アーバンハイツーフ	令和元年十月 一日
アステル薬局 草加 店	株式会社あさひ 調剤	草加市西町一〇九二―六	令和元年十月 一日
調剤薬局日本メデ イカルシステム 北 戸田店	日本メデイカル システム株式会 社	戸田市新曾一九九一リノリ ゾー一〇三	令和元年九月 一日
コーラル薬局 和ケ 原店	村松 梨沙	所沢市和ケ原二―一九四― 三二	令和元年九月 一日
すずらん薬局 こい づか店	メデイス株式 会社	熊谷市中央四―一―一九	令和元年十月 一日
吉見薬局	株式会社あさひ 調剤	比企郡吉見町久米田六一八 ―一	令和元年十月 一日
和光ゆりの花訪問看 護ステーション	シヤルマン・エ トワール株式会 社	和光市白子一―一―四白 子エメラルド一〇一	令和元年十月 一日
訪問看護ステーション Life	合同会社Car Works	飯能市南町四―二五ヴィラ あおい二〇一	令和元年十一 月一日
Moana訪問看護 リハビリステーション	合同会社メデ イカルケアMOA NA	富士見市東みずほ台二―一 九―三ヴィラセブン三〇三	令和元年十一 月一日
医療法人相羽医院 たんぽぽ訪問看護ス テーション	医療法人相羽医 院	吉川市吉川六二五―一	令和元年九月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
加納 琢哉		まちの整骨院 春日部市役所通り	春日部市中央六―三―一三	令和元年十月一日
小久保 慎也		上尾サニー整骨院	上尾市谷津二―一―五〇―四四深谷ビル一F	令和元年十月一日
松下 宗馬		はつとりはり・きゆう接骨院 (日進院)	さいたま市北区日進町二―一―〇〇	令和元年十一月一日
馬場 宏之		まちの整骨院	北葛飾郡杉戸町杉戸四―一―一	令和元年十月一日
植松 浩		KEiROW鴻巣ステーション	鴻巣市本町四―五―九新井ビル一〇三	令和元年十月一日
後藤 千波		株式会社アメニティーサービス	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三鯨井ビル二〇一	令和元年十月八日
渡邊 憲治		KEiROW伊勢崎連取ステーション	群馬県伊勢崎市連取町一六二F	令和元年十一月一日
木村 智子		訪問マッサージ元氣	川越市砂新田三―二〇―八	令和元年十月一日
木下 憲一		KEiROW所沢東ステーション	所沢市東所沢二―一三―六レナジア東所沢一〇一	令和元年九月二日
村上 智範		ゆうしん鍼灸院 アクロスプラザ 東久留米	東京都東久留米市上の原一―三―四五B棟一〇一	令和元年十月十五日

# 告示

## 埼玉県告示第七百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
本庄ひだまりクリニック	開設者住所	さいたま市岩槻区南平野四―七―一〇P ENNY LANE A二〇二	さいたま市岩槻区西町 一―七―五―八〇六
菱沢歯科医院	開設者住所	久喜市本町五―六―二〇起ビル二階	久喜市本町五―六―二〇起ビル一階
アイン薬局 東所沢店	名称	星薬局 分店	アイン薬局 東所沢店
アイン薬局 入間新久店	名称	はなまる薬局	アイン薬局 入間新久店
阪神調剤薬局 深谷店	開設者住所	兵庫県芦屋市大榭町一―一八	東京都港区虎ノ門一―一二

二 指定施術機関

氏名		変更事項								
所在地	名称	所在地	名称							
村田 翔一	田島 美紀	杉田 裕一	新井 努	石坂 雅春						
施術所	施術所	施術所	施術所	施術所						
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称					
―八 所沢市緑町四―四	ひまわり整骨院	(追加)	(追加) 谷 セリオ治療院 熊	庄 セリオ治療院 本	(追加)	変更前				
九―三一―一〇一	訪問マッサージたんぽぽ	―九―二一 東松山市松山町二	田島 美紀	セリオ治療院	―三 熊谷市三本九二八	新井 努	セリオ治療院	本庄市前原二―六 一五森川マンショ ン二〇四	セリオ治療院	変更後

吉崎 淳一		村上 唯		小池 秀雄		和田 隆		中藤 小百合		
施術所		施術所		施術所		施術所		施術所		
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	名称	名称	
(追加)	(追加) 庄	(追加)	(追加)	〇一 東京都足立区千住 東二―八―一―一	千住足立堂接骨院	さいたま市浦和区木 崎五―二三―二一	よつば治療院	あいえん株式会社 まごころ治療院		
大里郡寄居町折原 五二八―二	吉崎 淳一	セリオ治療院 本	セリオ治療院	三 鴻巣市本町四―五 ―九新井ビル一〇	KEiROW鴻巣ス テーション	東京都文京区白山 二―一―一五第一 ドリームビル一階	May整骨院	蕨市錦町一―六一 五サンピア中野一A	とくさ治療院	株式会社あい介護 サービス まごころ 治療院



松崎 那輝	
施術所	
所在地	名称
(追加)	(追加)
三   九 新 井 ビ ル ー 〇	KEIROW テーション 鴻巣ス

# 告示

## 埼玉県告示第七百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
しらすきクリニック	久喜市久喜新一一八〇―一	令和元年九月三十日
柳瀬川内科小児科医院	志木市幸町四―一―一	平成三十年十一月二十七日
山川医院	所沢市小手指町一―一―一六	令和元年八月三十一日
三浦病院	富士見市下南畑三一六六	令和元年九月三十日
チャーミーデンタル オフィス	春日部市上蛭田一三二―四昭和ビル第二階	令和元年九月三十日
医療法人社団碧空会 ユアーズ歯科パーク フィールドクリニック	三郷市下彦川戸駒形向七九九	令和元年八月三十一日
サンプラワー人間歯科	入間郡毛呂山町南台五―二―三―一〇	令和元年九月三十日
増田歯科医院	狭山市笹井二―三〇―二〇	令和元年九月三十日

藤の花薬局	春日部市粕壁一―六―五アーバンハイ ツ春日部一階	令和元年九月三十日
アステル薬局 草加店	草加市西町一〇九二―六	令和元年九月三十日
吉見薬局	比企郡吉見町大字久米田六一八―一	令和元年九月三十日
松本薬局	大里郡寄居町大字寄居八八九	令和元年八月二十一日

二 指定施術機関

氏名	齋藤 陵	大河原 博
住所		
施 術 所	名称	大河原整骨院
	所在地	二 狭山市狭山一九―一
廃止年月日	令和元年九月二十 二日	平成二十九年三月 二十六日

# 告示

## 埼玉県告示第七百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
よしだ整形外科 内科	北本市北本三 ―三四	医療法人社団 悠愛会	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション	令和元年五月一 日
デイサービスセ ンター雅	日高市高萩一 七二八―五	社会福祉法人 晃和会	認知症対応型 通所介護	令和元年五月一 日
短期入所介護 のぞみの里	熊谷市拾六間 二九九―一	社会福祉法人 白寿会	短期入所生活 介護	令和元年十一月 一日
そうごう薬局 吉川店	吉川市木売三 七五―二	総合メディカ ル株式会社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和元年七月一 日

# 告示

## 埼玉県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社 三郷営業所	事業者所在地	東京都北区上十条一―二―一五	静岡県静岡市葵区本通一〇八―一	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
アサヒサンクリーン在宅介護センターにいざ	事業者所在地	東京都北区上十条一―二―一五	静岡県静岡市葵区本通一〇八―一	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
アサヒサンクリーン在宅介護センター春日部	事業者所在地	東京都北区上十条一―二―一五	静岡県静岡市葵区本通一〇八―一	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
阪神調剤薬局 深谷店	事業者所在地	兵庫県芦屋市大槻町一―一八	東京都港区虎ノ門一―一一二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アサヒサンクリーン在宅介護センター上尾	事業者所在地	静岡県静岡市葵区栄町四―一〇	静岡県静岡市葵区本通一〇八―一	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護

事業所 ケア メデイカル 支援	事業所 ケア メデイカル 事業
事業所 所在地	事業所 所在地
春日部市新宿 一丁目 春日部市 四丁目 春日部市 二丁目 春日部市 二丁目	春日部市新宿 一丁目 春日部市 四丁目 春日部市 二丁目 春日部市 二丁目
春日部市小 四丁目 春日部市 五丁目 春日部市 中央	春日部市小 四丁目 春日部市 五丁目 春日部市 中央
居宅 介護 支援	訪問 介護

# 告示

## 埼玉県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
ケアプラン桜	所沢市山口六八一―二	居宅介護支援	令和元年十月三十一日
熊谷・あおいホームケアサービス	熊谷市善ケ島一三二四―一	居宅介護支援	令和元年八月一日

# 告示

## 埼玉県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	再開年月日
熊谷・あおいホーム ケアサービス	熊谷市善ケ島一三 二四―一	居宅介護支援	令和元年十月一日



# 告示

## 埼玉県告示第七七七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
柳瀬地域包括支援センター	所沢市坂之下 一五三―一	介護予防支援	平成二十六年三月三十一日
吉見薬局	比企郡吉見町久米田六一八―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和元年九月三十日
デイサービスおむすび	春日部市大場二〇七	通所介護 介護予防通所介護	平成二十八年三月三十一日 平成三十年三月三十一日
アースサポート所 沢	所沢市並木三―一―六―一〇七	訪問介護 介護予防訪問介護	令和元年十一月三十日

<p>福寿園デイサービスセンター</p>	<p>福寿園ホームヘルプサービス</p>	<p>福寿園ケアセンター</p>	<p>アサヒサンクリン株式会社ところざわシヨートステイ</p>		<p>アサヒサンクリン株式会社ところざわデイサービス</p>
<p>深谷市本郷三四一</p>	<p>深谷市本郷三四一</p>	<p>深谷市本郷三四一</p>	<p>所沢市上安松九〇七</p>		<p>所沢市上安松九〇七</p>
<p>通所介護</p>	<p>訪問介護</p>	<p>福祉用具貸与</p>	<p>介護予防短期入所生活介護</p>	<p>短期入所生活介護</p>	<p>介護予防通所介護 通所介護</p>
<p>平成二十六年三月三十一日</p>	<p>平成十八年八月一日</p>	<p>平成三十年九月三十日</p>	<p>平成十九年九月三十日</p>		<p>平成十九年九月三十日</p>

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 9 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号
- 5 落札金額  
36,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年 7 月 16 日

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年七月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千四百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年十月三十日

二 縦覧期間

令和元年十一月二十九日から令和二年三月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月二十九日から令和二年三月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第五百五十六号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動を禁止した区域について次のとおり解除する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

#### 一 禁止を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

#### 二 禁止を解除する日

令和元年十二月一日

#### 三 禁止を解除する区域

令和元年十月十一日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

## 告 示

### 埼玉県告示第七百一十一号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第六十六号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動を禁止した区域について次のとおり解除する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

#### 一 禁止を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

#### 二 禁止を解除する日

令和元年十二月一日

#### 三 禁止を解除する区域

令和元年十月三十日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域



# 告 示

## 埼玉県告示第七百十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点設置）

### 三 作業地域

さいたま市緑区大字大崎地内

### 四 作業期間

令和元年十月二十八日から令和二年三月十九日まで

# 告示

## 埼玉県告示第七百十三号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

草加市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

### 三 作業地域

草加市全域

### 四 作業期間

令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十四号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

草加市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

草加市青柳六丁目地内

### 四 作業期間

令和元年十月四日から令和二年一月六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十五号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

草加市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

草加市松江三丁目地内

### 四 作業期間

令和元年十月三十日から令和二年一月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十六号

令和元年埼玉県告示第二百三十八号で公示した公共測量は、令和元年十月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十七号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

八潮市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

八潮市全域

### 四 作業期間

令和元年十二月二日から令和二年三月二十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十八号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

川越市全域

### 四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一一―三十三―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎千六十三番地・大字深作八百七十番地  
他八百三十五筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万五千七立方メートル



# 告示

## 埼玉県告示第七百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―四〇―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町共栄字南共和五百五十五番一

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百九十六・七八立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―四四―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市飯塚字南悪戸二百四十五―九 外二十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百四十五・六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第七百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―三〇―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市人見字政所千六百六十三番 外七筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十・二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第七百二十三号

熊谷市から熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>川口草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市吉町五丁目一三七二番四地先から 同市吉町五丁目一二三番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年一月二十二日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同 市東町一丁目四番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二二二・〇九〇 三六・二二二</p>	<p>二二二・〇九〇 三六・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六二五・一九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>



## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同市東町一丁目四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月一日 （午前八時）</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長六二五・一九メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 落札に係る建設工事の名称

中川流域処理場特別高圧受変電設備改築工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県中川下水道事務所設備担当 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号

3 落札者を決定した日

令和元年11月1日

4 落札者の氏名及び住所

東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

5 落札金額

2,717,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年9月17日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 一 日時

令和元年十二月四日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県公安委員会告示第131号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和元年12月1日から施行する。

令和元年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

別表中	運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）	を
-----	-------------------------------------	--	-----------------	---

運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）	に改める。
次のいずれかに該当する者が運転経歴証明書を申請するとき。 (1) 運転免許を失効した後5年以内の者 (2) 県外で運転免許の取消しの申請を行った後5年以内の者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）	